様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　1月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ふかだでんきかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 深田電機株式会社  （ふりがな）ふかだりえ  （法人の場合）代表者の氏名 深田　理恵  住所　〒461-0026  名古屋市東区赤塚町２８番地  法人番号　 2180001018105  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 深田電機　DX推進方針 | | 公表日 | 2024年11月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <http://fukadadenki.co.jp/dx>  ホームページトップ＞会社概要＞DX推進方針  スライド2～3枚目 | | 記載内容抜粋 | DXで「環境ソリューション」と  「社員のしあわせ」を実現する  for your life, for our globe の精神に基づき  変化する時代に適応できるリテラシーを身に付け、  最大限活用することで  お客様・お施主様へ環境ソリューションを提供し、  社員のしあわせを実現いたします。  具体的には以下の情報処理技術活用を行います。  ・基幹システムの見直し  ・RPAを活用したクラウドシステム連携  ・生成AI・RPAを活用した業務生産性向上  ・生成AI・RPAを活用した顧客サービス向上  ・生成AI研修・勉強会の実施  ・RPA研修・勉強会の実施  ・DX活用事例共有会の実施  ・働き方改革への適用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024/11/13付取締役会より承認権限を委譲されている役員会(取締役全員が参加者に含まれる)において承認を得ました。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 深田電機　DX推進方針 | | 公表日 | 2024年11月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <http://fukadadenki.co.jp/dx>  ホームページトップ＞会社概要＞DX推進方針  スライド4枚目 | | 記載内容抜粋 | ・API同士を連携するRPAを活用し、複数のクラウドサービスでのデータを一元管理しSFAシステムに集約し、顧客分析(商談準備、資料等)に活用  ・生成AI…契約書・社内外文書の作成、情報収集などに活用  ・RPA…仕入先からメール・WebサイトDLなど違った方法で提供される電子帳簿保存法対応の請求書をRPAにより自動的にダウンロード・リネームして所定のフォルダに格納する。また、多数ある仕入先の拠点別の担当者更新についても、担当者様から送信されたデータをRPAでSFAシステムへ反映し担当者への連絡に活用  ・顧客からの問合せの情報収集に生成AIを活用。  ・顧客が要望する定期的なデータ抽出・請求書送付をRPAで自動化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024/11/13付取締役会より承認権限を委譲されている役員会(取締役全員が参加者に含まれる)において承認を得ました。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <http://fukadadenki.co.jp/dx>  ホームページトップ＞会社概要＞DX推進方針  スライド5～6枚目 | | 記載内容抜粋 | DX人材育成のため、営業向けAI研修の実施、バックオフィス従事者を中心としたRPA外部研修・社内事例共有会・Microsofotアプリを中心とした事例共有を実施します。  DX推進体制  実務執行統括責任者：代表取締役  DX推進の全体戦略を策定し、組織全体の方向性を示します。  実務責任者：専務取締役  代表取締役の指示のもと、具体的なDX推進計画を立案・実行します。  実務推進担当者：  総務課…DX推進に必要なリソースの調達・管理を行います。  情報システム課…技術的なサポート、システムの導入・運用を担当します。  営業本部…DX推進による営業戦略の実行を担当します。  営業事務管理職…営業事務業務におけるDXを活用し業務効率化を推進します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <http://fukadadenki.co.jp/dx>  ホームページトップ＞会社概要＞DX推進方針  スライド7枚目 | | 記載内容抜粋 | DX環境に必要な下記の投資判断をスピーディーに行い、必要なライセンスを付与します。  業務効率化・自動化…PowerAutomateDesktop、PowerAutomateCloud、Yoom、Copilot  アンケート…Microsoft forms、Google form  セミナー・会議…Zoom、Microsoft Teams  テレワーク…(接続方法非公開)在宅勤務・リモートワーク対応  コミュニケーション…Teams、Sharepoint  SFA…salesforce |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 深田電機　DX推進方針 | | 公表日 | 2024年11月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <http://fukadadenki.co.jp/dx>  ホームページトップ＞会社概要＞DX推進方針  スライド8枚目 | | 記載内容抜粋 | 2024年度から2026年度のベンチマーク指標   1. 営業事務・バックオフィス社員のRPA利用率100% 2. 全社員の生成AI業務利用率100% 3. DX活用により売上20%UP |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月14日 | | 発信方法 | <http://fukadadenki.co.jp/dx>  ホームページトップ＞会社概要＞DX推進方針 | | 発信内容 | －DXで、社員のしあわせ、お客様のしあわせを！－  弊社では現在、一部の人達がRPAを使いこなし時短を実現することが出来るようになりました。 これを全体に広げれば、もっともっと残業が減って社員の幸せに繋がります。 さらに生成AIを活用して省力化を進めないとこれからの労働力不足に対応することが出来ません。 また、お客様との繋がり方も時代のニーズに答えて変える必要があります。 DXでお客様とオープンに繋がり、お客様の利便性を高めて新たな顧客層を開拓し、 お互いの時短を推進して、DXにより皆のしあわせを実現して行きます！ |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃　～　2024年11月頃 | | 実施内容 | 役員会にて確認の上、「DX推進指標自己診断フォーマット」にて提出いたしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～　　　継続中 | | 実施内容 | ・情報セキュリティ管理規程および情報資源に関する内部規程を定め、従業員教育を実施しています  ・毎年規程の見直し・役員会の承認・全社員への再教育を実施いたします  ・セキュリティに関する情報を定期的に収集し、規程および社内教育に反映します  ・セキュリティ対策自己宣言★★取得済40079170889(SECURITY ACTION 制度に基づき二つ星の宣言を行っています。) |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。